

新旧対照表

【外国人漁業の規制に関する法律に基づく取締り等における関係省庁等の連絡体制等について（平成13年8月10日財関第651号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p data-bbox="331 288 965 352">外国人漁業の規制に関する法律に基づく取締り等における関係省庁等の連絡体制等について</p> <p data-bbox="848 395 1126 608">財関第651号 平成13年8月10日 改正 財関第868号 平成29年6月30日 <u>改正 財関第1211号</u> <u>令和5年12月15日</u></p> <p data-bbox="163 651 1126 826">標記のことについて、別紙1「外国人漁業の規制に関する法律に基づく取締り等における関係省庁等の連絡体制について」のとおり農林水産事務次官から協力依頼があったので、下記の事項に留意のうえ実施することとされたい。また、別紙2「外国人漁業の規制に関する法律の運用について」のとおり水産庁長官から連絡があったので、了知されたい。</p> <p data-bbox="163 834 1126 975">なお、この通達の実施に伴い、「外国人漁業の規制に関する法律の施行について」（昭和42年10月23日付蔵関第1071号）及び「外国人漁業の規制に関する法律の運用について」（昭和43年5月31日付蔵関第586号）は、廃止する。</p> <p data-bbox="629 1018 658 1043">記</p> <p data-bbox="170 1090 1126 1265">1. 外国人漁業の規制に関する法律（昭和42年法律第60号。以下「法」という。）第4条及び第4条の2の規定による寄港の許可等の規制並びに法第6条の規定による漁獲物等の転載等の禁止に係る違反事実を、入港尋問又は海上パトロール等により税関が発見した場合には、速やかにその旨を水産庁及び海上保安庁又はその部署に通報するものとする。</p> <p data-bbox="170 1310 1126 1445">2. 法第4条の規定による農林水産大臣の寄港許可を必要とする外国漁船が当該許可を受けないで入港し、関税法（昭和29年法律第61号）第23条（船用品又は機用品の積込等）の規定により当該外国漁船への船用品積込みの申告が行われた場合には、税関は水産庁及び海上保安庁又はそ</p>	<p data-bbox="1317 288 1951 352">外国人漁業の規制に関する法律に基づく取締り等における関係省庁等の連絡体制等について</p> <p data-bbox="1850 395 2112 536">財関第651号 平成13年8月10日 改正 財関第868号 平成29年6月30日</p> <p data-bbox="1193 651 1272 676">(同左)</p> <p data-bbox="1615 1018 1644 1043">記</p> <p data-bbox="1155 1090 1290 1117">1. (同左)</p> <p data-bbox="1155 1310 1290 1337">2. (同左)</p>

新旧対照表

【外国人漁業の規制に関する法律に基づく取締り等における関係省庁等の連絡体制等について（平成13年8月10日財関第651号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>の部署にその旨を通報するとともに、都道府県からの寄港許可の通報を まっけて承認を行うものとする。なお、法第4条第1項第1号の行為に該 当する船用品（人命の安全を保持するために必要最小限の食糧品等）の 積込みのみを目的とする寄港については、同条の許可を要しないので留 意する。</p> <p>別紙1 （省略）</p> <p>別紙2</p> <p>外国人漁業の規制に関する法律の運用について</p> <p>12 水管第 2832 号 平成 13 年 7 月 5 日 26 水管第 2208 号 平成 27 年 2 月 4 日 28 水管第 939 号 平成 28 年 8 月 9 日 28 水管第 1857 号 平成 29 年 1 月 18 日 <u>2 水管第 1646 号</u> <u>令和 2 年 11 月 26 日</u> <u>5 水管第 692 号</u> <u>令和 5 年 6 月 8 日</u></p> <p>このことについて、関係都道府県知事あて、別紙写しのとおり通知した ので標記法令の運用にあたって協力方よろしく願います。</p> <p>なお、外国人漁業の規制に関する法律の運用（43 水漁第 2366 号水産庁 長官通知）は、平成 13 年 7 月 5 日をもって、廃止されることとなったので 申し添える。</p> <p>[別紙写し]</p>	<p>別紙1 （同左）</p> <p>別紙2</p> <p>外国人漁業の規制に関する法律の運用について</p> <p>12 水管第 2832 号 平成 13 年 7 月 5 日 26 水管第 2208 号 平成 27 年 2 月 4 日 28 水管第 939 号 平成 28 年 8 月 9 日 28 水管第 1857 号 平成 29 年 1 月 18 日</p> <p>（同左）</p> <p>[別紙写し]</p>

新旧対照表

【外国人漁業の規制に関する法律に基づく取締り等における関係省庁等の連絡体制等について（平成 13 年 8 月 10 日財関第 651 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p data-bbox="338 288 947 316">外国人漁業の規制に関する法律の運用について</p> <p data-bbox="159 360 1126 608">外国人漁業の規制に関する法律（昭和 42 年法律第 60 号。以下「法」という。）の運用に関して、「外国人漁業の規制に関する法律に基づく取締り等における関係省庁等の連絡体制について」（平成 13 年 7 月 5 日付け 12 水管第 2833 号農林水産事務次官通知）をもって農林水産事務次官より貴職あて通知したところであるが、<u>上記事務次官通知によるほか、下記により運用することとしたので、貴管下関係機関及び関係者に対し周知徹底を図られるとともに、上記法令の運用に御協力をお願いします。</u></p> <p data-bbox="159 651 1126 754"><u>なお、本通知により、「外国人漁業の規制に関する法律の運用について」（昭和 43 年 5 月 1 日付け 43 水漁第 2366 号水産庁長官通知）は、平成 13 年 7 月 5 日をもって、廃止されることとなったので申し添える。</u></p> <p data-bbox="624 799 658 826">記</p> <p data-bbox="159 869 421 896">第 1 漁業等の禁止</p> <p data-bbox="159 904 338 932">1 規制措置</p> <p data-bbox="159 943 1126 1227">本邦の領海及び内水において、日本の国籍を有しない者（適法に我が国に在留する者で、農林水産大臣の指定するものを除く。）及び外国、外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの又は外国法に基づいて設立された法人その他の団体（以下「外国人」という。）が行う漁業、水産動植物の採捕（漁業に該当するものを除き、漁業等付随行為を含む。以下同じ。）、採捕準備行為又は探査（以下「漁業等」という。）は、原則として、禁止される（<u>外国人漁業の規制に関する法律（昭和 42 年法律第 60 号。以下「法」という。）第 3 条</u>）。この場合</p> <p data-bbox="159 1235 376 1262">(1)・(2) (省略)</p> <p data-bbox="159 1270 1126 1337">(3) 試験調査の目的であっても、漁ろう行為を<u>反復的継続的</u>に行う場合であれば、漁業に含まれる。</p> <p data-bbox="159 1345 320 1372">(4) (省略)</p> <p data-bbox="159 1417 338 1444">2 適用除外</p>	<p data-bbox="1323 288 1933 316">外国人漁業の規制に関する法律の運用について</p> <p data-bbox="1144 360 2112 644">外国人漁業の規制に関する法律（昭和 42 年法律第 60 号。以下「法」という。）の運用に関して、「外国人漁業の規制に関する法律に基づく取締り等における関係省庁等の連絡体制について」（平成 13 年 7 月 5 日付け 12 水管第 2833 号農林水産事務次官通知）をもって農林水産事務次官より貴職あて通知したところであるが、<u>今般、法施行令の一部改正に伴い、26 水管第 2832 号水産庁長官通知については、下記の通り改正することとしたので、貴管下関係機関及び関係者に対し周知徹底を図られるとともに、上記法令の運用に御協力をお願いします。</u></p> <p data-bbox="1610 799 1644 826">記</p> <p data-bbox="1144 869 1406 896">第 1 漁業等の禁止</p> <p data-bbox="1144 904 1323 932">1 規制措置</p> <p data-bbox="1144 943 2112 1190">本邦の領海及び内水において、日本の国籍を有しない者（適法に我が国に在留する者で、農林水産大臣の指定するものを除く。）及び外国、外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの又は外国法に基づいて設立された法人その他の団体（以下「外国人」という。）が行う漁業、水産動植物の採捕（漁業に該当するものを除き、漁業等付随行為を含む。以下同じ。）、採捕準備行為又は探査（以下「漁業等」という。）は、原則として、禁止される（<u>法第 3 条</u>）。この場合</p> <p data-bbox="1144 1235 1361 1262">(1)・(2) (同左)</p> <p data-bbox="1144 1270 2112 1337">(3) 試験調査の目的であっても、漁ろう行為を<u>反覆的継続的</u>に行う場合であれば、漁業に含まれる。</p> <p data-bbox="1144 1345 1305 1372">(4) (同左)</p> <p data-bbox="1144 1417 1323 1444">2 適用除外</p>

新旧対照表

【外国人漁業の規制に関する法律に基づく取締り等における関係省庁等の連絡体制等について（平成 13 年 8 月 10 日財関第 651 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(1) 次のいずれかに該当する水産動植物の採捕で、<u>ア、イ及びエ（ただし、エにあっては、農林水産大臣が別に定めて告示する水域及び期間において行うものに限る。）</u>にあっては総トン数 3 トン未満の船舶により若しくは船舶によらないで行うもの又は適法に本邦に在留する外国人が日本の国籍を有する漁業者（人に水産動植物の採捕をさせることを業とする者を含む。）の管理の下に総トン数 3 トン以上の日本船舶によって行うもの、ウにあっては船舶によらないで行うものは、軽易な水産動植物の採捕であるので、法第 3 条による規制の対象にはならない（外国人漁業の規制に関する法律施行規則（昭和 42 年農林省令第 50 号。以下「規則」という。）第 2 条）。</p> <p>ア～ウ （省略）</p> <p><u>エ ひき縄づりによる水産動植物の採捕</u></p> <p>(2) 適法に本邦に在留する者のうち次のいずれかに該当する者が漁船法（昭和 25 年法律第 178 号）の登録を受けた漁船及び総トン数 1 トン未満の無動力漁船で日本船舶であるものを使用して漁業を営む場合並びに日本船舶により水産動植物の採捕を行う場合は、法第 3 条の規制措置の適用を除外される（平成 17 年 5 月 6 日農林水産省告示第 857 号）。</p> <p>ア （省略）</p> <p>イ 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）別表第 1 の教授若しくは留学の在留資格をもって在留する者（本邦において行う同表の当該在留資格の項の下欄に掲げる活動が漁業又は水産動植物の採捕に関するものである者に限る。）又は技術・人文知識・国際業務、<u>技能、研修</u>若しくは特定活動の在留資格をもって在留する者（本邦において行う同表の当該在留資格の項の下欄に掲げる活動が漁業又は水産動植物の採捕に関するものである者に限る。）（同告示第 2 号）。</p> <p>ウ （省略）</p> <p>3 （省略）</p> <p>第 2 寄港の許可等</p> <p>1 規制措置</p> <p>外国漁船の船長（船長に代わってその職務を行う者を含む。以下同じ）。</p>	<p>(1) 次のいずれかに該当する水産動植物の採捕で、<u>ア及びイ</u>にあっては総トン数 3 トン未満の船舶により若しくは船舶によらないで行うもの又は適法に本邦に在留する外国人が日本の国籍を有する漁業者（人に水産動植物の採捕をさせることを業とする者を含む。）の管理の下に総トン数 3 トン以上の日本船舶によって行うもの、ウにあっては船舶によらないで行うものは、軽易な水産動植物の採捕であるので、法第 3 条による規制の対象にはならない（外国人漁業の規制に関する法律施行規則（昭和 42 年農林省令第 50 号。以下「規則」という。）第 2 条）。</p> <p>ア～ウ （同左）</p> <p>（新設）</p> <p>(2) （同左）</p> <p>ア （同左）</p> <p>イ 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）別表第 1 の教授若しくは留学の在留資格をもって在留する者（本邦において行う同表の当該在留資格の項の下欄に掲げる活動が漁業又は水産動植物の採捕に関するものである者に限る。）又は技術・人文科学・国際業務、<u>技能若しくは研修</u>の在留資格をもって在留する者（本邦において行う同表の当該在留資格の項の下欄に掲げる活動が漁業又は水産動植物の採捕に関するものである者に限る。）（同告示第 2 号）。</p> <p>ウ （同左）</p> <p>3 （同左）</p> <p>第 2 寄港の許可等</p> <p>1 規制措置</p> <p>（同左）</p>

新旧対照表

【外国人漁業の規制に関する法律に基づく取締り等における関係省庁等の連絡体制等について（平成 13 年 8 月 10 日財関第 651 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>）は、当該外国漁船を本邦の港に寄港させようとするときは、原則として、農林水産大臣の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) <u>法第 2 条第 7 項第 1 号</u>の「漁ろう設備」には、固定的な装備のみならず、可動的な漁具等も含まれる。この意味での漁ろう設備を有する船舶であれば、その船舶が通常漁業に従事しているか否かは問わず、法第 4 条の寄港許可制度の対象となる。</p> <p>(2)～(6) （省略）</p> <p>2 適用除外</p> <p>(1) 海難を避け、又は航行若しくは人命の安全を保持するため必要な行為をすることのみを目的として寄港させようとするときは、寄港の許可は必要とされない（法第 4 条第 1 項第 1 号）。</p> <p>ア （省略）</p> <p>イ 「航行の安全を保持するための必要な行為」には、船体又は船用機関の修繕を含む。また、漁そうその他の漁ろう設備の修繕であっても、当該施設が船体と一体をなしており、船体等の修繕と不可分であるもの及びそれに附帯する行為を含む。</p> <p>しかし、船舶の安全性と無関係に改修して漁業効率を向上させる行為は含まれない。</p> <p>なお、この場合の「附帯する行為」とは、船体又は船用機関の修繕のために必要な漁獲物等の仮陸揚げ若しくは他の船舶への仮転載又は修繕に関連し必要な燃料、資材、飲食物その他の船用品の積込み若しくは乗組員の上陸等をいう。</p> <p>ウ （省略）</p> <p>(2)・(3) （省略）</p> <p>3 特定漁獲物等の陸揚げ又は転載を目的とした寄港の禁止</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 特定漁獲物等の範囲は、水産資源の持続的な利用に関する国際機関その他の国際的な枠組み（我が国が締結した条約その他の国際約束により設けられたものに限る。）により我が国が本邦の港への寄港の禁止その他の必要な措置を講ずることが必要である旨が決定された船舶であつ</p>	<p>(1) <u>第 2 条第 7 項第 1 号</u>の「漁ろう設備」には、固定的な装備のみならず、可動的な漁具等も含まれる。この意味での漁ろう設備を有する船舶であれば、その船舶が通常漁業に従事しているか否かは問わず、法第 4 条の寄港許可制度の対象となる。</p> <p>(2)～(6) （同左）</p> <p>2 適用除外</p> <p>(1) （同左）</p> <p>ア （同左）</p> <p>イ 「航行の安全を保持するための必要な行為」には、船体又は船用機関の修繕を含む。また、漁そうその他の漁ろう設備の修繕であっても、当該設備が船体と一体をなしており、船体等の修繕と不可分であるもの及びそれに附帯する行為を含む。</p> <p>しかし、船舶の安全性と無関係に改修して漁業効率を向上させる行為は含まれない。</p> <p>なお、この場合の「附帯する行為」とは、船体又は船用機関の修繕のために必要な漁獲物等の仮陸揚げ若しくは他の船舶への仮転載又は修繕に関連し必要な燃料、資材、飲食物その他の船用品の積込み若しくは乗組員の上陸等をいう。</p> <p>ウ （同左）</p> <p>(2)・(3) （同左）</p> <p>3 特定漁獲物等の陸揚げ又は転載を目的とした寄港の禁止</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 特定漁獲物等の範囲は、水産資源の持続的な利用に関する国際機関その他の国際的な枠組み（我が国が締結した条約その他の国際約束により設けられたものに限る。）により我が国が本邦の港への寄港の禁止その他の必要な措置を講ずることが必要である旨が決定された船舶であつ</p>

新旧対照表

【外国人漁業の規制に関する法律に基づく取締り等における関係省庁等の連絡体制等について（平成 13 年 8 月 10 日財関第 651 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>て、その活動によって水産資源の適切な保存及び管理に支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして農林水産大臣の指定するものが積載した漁獲物等（当該船舶から他の船舶に転載されたものを含む。）とされる（<u>令第 3 条</u>）。具体的には、地域漁業管理機関等が作成する IUU（違法、無報告、無規制）リストに登録された船舶であって、外国人漁業の規制に関する法律施行令第 3 条の規定に基づき、同条の農林水産大臣の指定する船舶を定める件（平成 28 年農林水産省告示第 1496 号）で農林水産大臣の指定する船舶が積載等した漁獲物等が対象となる。</p> <p>(3) （省略）</p> <p>4 退去命令 法第 5 条の退去命令制度は、法第 4 条又は<u>法第 4 条の 2</u>の寄港許可制度と照応する制度であり、法第 4 条又は法第 4 条の 2 の違反がある場合に、司法処分と並んでその違法状態を解消し、秩序を回復するために、行政処分としての退去命令を発することができるものとされているものである（法第 5 条）。</p> <p>5 （省略）</p> <p>第 3 （省略）</p> <p>第 4 立入検査 1 規制措置 漁業監督官又は漁業監督吏員は、法の施行のため必要があると認めるときは、漁場、船舶、事業場、事務所、倉庫等に立ち入り、その状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に対し質問をすることができる（法第 6 条の 2 第 1 項）。</p> <p>なお、法の規定に基づき検査を行う場合には、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）<u>第 128 条</u>第 3 項の規定は適用しない（法第 6 条の 2 第 2 項）。</p> <p>また、法の規定による権限は、犯罪捜査のために行うことは認められたものと解釈してはならない（法第 6 条の 2 第 3 項）。</p> <p>(1)・(2) （省略）</p>	<p>て、その活動によって水産資源の適切な保存及び管理に支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして農林水産大臣の指定するものが積載した漁獲物等（当該船舶から他の船舶に転載されたものを含む。）とされる（<u>政令第 3 条</u>）。具体的には、地域漁業管理機関等が作成する IUU（違法、無報告、無規制）リストに登録された船舶であって、外国人漁業の規制に関する法律施行令第 3 条の規定に基づき、同条の農林水産大臣の指定する船舶を定める件（平成 28 年農林水産省告示第 1496 号）で農林水産大臣の指定する船舶が積載等した漁獲物等が対象となる。</p> <p>(3) （同左）</p> <p>4 退去命令 法第 5 条の退去命令制度は、法第 4 条又は<u>法 4 第条の 2</u>の寄港許可制度と照応する制度であり、法第 4 条又は法第 4 条の 2 の違反がある場合に、司法処分と並んでその違法状態を解消し、秩序を回復するために、行政処分としての退去命令を発することができるものとされているものである（法第 5 条）。</p> <p>5 （同左）</p> <p>第 3 （同左）</p> <p>第 4 立入検査 1 規制措置 漁業監督官又は漁業監督吏員は、法の施行のため必要があると認めるときは、漁場、船舶、事業場、事務所、倉庫等に立ち入り、その状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に対し質問をすることができる（法第 6 条の 2 第 1 項）。</p> <p>なお、法の規定に基づき検査を行う場合には、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）<u>第 74 条</u>第 3 項の規定は適用しない（法第 6 条の 2 第 2 項）。</p> <p>また、法の規定による権限は、犯罪捜査のために行うことは認められたものと解釈してはならない（法第 6 条の 2 第 3 項）。</p> <p>(1)・(2) （同左）</p>

新旧対照表

【外国人漁業の規制に関する法律に基づく取締り等における関係省庁等の連絡体制等について（平成 13 年 8 月 10 日財関第 651 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>2 停船命令</p> <p>漁業監督官又は漁業監督吏員が、法第 6 条の 2 第 1 項に基づく検査・質問等を実施するに当たり、航行中の船舶に停船を命じうることについては、法に明文の規定はないが、船舶を停船させなければ、その目的を達成することは事実上困難であることから、当然に手段として認められているものであると解される。実際の停船命令を行う際の方法については、次のとおりである。</p> <p>(1) 漁業監督官が行う場合にあつては、同項の検査又は質問をする旨を告げ、又は表示し、かつ、国際海事機関が採択した国際信号書に規定する信号<u>その他の適切な手段により</u>行うこととしている（規則第 5 条）。</p> <p>なお、これは漁業監督官が漁業法第 <u>128 条</u>第 3 項の規定に基づく検査・質問を実施するために行う停船命令の方法と同様である（<u>漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林省令第 5 号）第 103 条</u>）。</p> <p>(2) 漁業監督吏員が行う場合にあつても、漁業監督官と同様の方法により行うことが望ましい。</p> <p>漁業監督吏員の身分上及び職務上の監督権は都道府県知事が有している（漁業法第 <u>128 条</u>第 1 項）ことから、規則第 5 条においては漁業監督官についてのみ規定している。</p> <p>3 （省略）</p>	<p>2 停船命令 （同左）</p> <p>(1) 漁業監督官が行う場合にあつては、同項の検査又は質問をする旨を告げ又は表示し、かつ、国際海事機関が採択した国際信号書に規定する信号<u>を用いて</u>行うこととしている（規則第 5 条）。</p> <p>なお、これは漁業監督官が漁業法第 <u>74 条</u>第 3 項の規定に基づく検査・質問を実施するために行う停船命令の方法と同様である（<u>指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林省令第 5 号）第 74 条</u>）。</p> <p>(2) 漁業監督吏員が行う場合にあつても、漁業監督官と同様の方法により行うことが望ましい。</p> <p>漁業監督吏員の身分上及び職務上の監督権は都道府県知事が有している（漁業法第 <u>74 条</u>第 1 項）ことから、規則第 5 条においては漁業監督官についてのみ規定している。</p> <p>3 （同左）</p>